

# 京都市里親ウェブサイト制作等業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

京都市子ども若者はぐくみ局  
子ども若者未来部子ども家庭支援課

京都市里親ウェブサイト制作等業務委託に係る受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うため、次のとおり提案を募集します。

## 1 委託業務の目的

本市では、親御さんの病気など、様々な事情により本来の家庭で暮らせなくなった子どもたちを自らの家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育してくださる里親さんが活躍されています。本業務では、多くの方に親しみをを持っていただくことで里親制度がなじみ深いものになることと、里親さんへの支援の更なる充実を目的として、ウェブサイトの制作を行います。

## 2 委託業務の内容

### (1) 件名

京都市里親ウェブサイト制作等業務

### (2) 業務内容

別添1「京都市里親ウェブサイト制作等に係る業務委託仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日

## 3 契約上限額

1,440,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、委託業務の実施に係る全ての費用を含む。

## 4 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、(1)又は(2)に該当し、かつ(3)以下の要件を全て満たす者としします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札参加停止取扱要綱第29条第1項の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと）
- (2) 前号に該当しない者については、次に掲げる要件を全て満たす者
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと

- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと
- エ 京都市の市民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと
- オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと
- カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (3) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人でないこと
- (4) 過去5年以内において、ウェブサイトの開発及び開設の実績があること
- (5) プライバシーマーク等情報セキュリティに係る資格を有していること
- (6) 京都市内に事務所を有するか、京都市内を活動の拠点としていること
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした法人ではないこと
- (8) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人ではないこと
- (9) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

## 5 本件に対する質問及び回答

- (1) 質問者の資格  
質問の提出は、「4 プロポーザルの参加資格」に掲げる要件を満たす者に限ります。
- (2) 質問方法  
質問は、「1.1 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「京都市里親ウェブサイト制作等業務委託に係るプロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出してください。電話での質問は一切受け付けません。
- (3) 提出期限  
令和2年12月17日（木）午後5時まで
- (4) 回答  
質問及び回答の内容は、令和2年12月22日（火）までに、京都市情報館内の「市政情報」→「入札・契約」→「入札・公募型プロポーザル情報」→「子ども若者はぐくみ局」のページに掲載します。  
なお、回答内容については、本要領の追加又は修正とみなします。

## 6 参加手続

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書等を提出するものとします。

## (1) 提出書類

### ア 参加表明書等

- (ア) 参加表明書【様式1】
- (イ) 誓約書【様式2】
- (ウ) 団体概要【様式3】及び団体概要が分かる書類（パンフレット等）

#### <添付資料>

提出日前3箇月以内に発行されたものとし、写しは不可とします。また、京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者については、省略を可能とします。

- ① 法務局が発行する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ② 法務局が発行する印鑑証明書
- ③ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3 未納税額がないことの証明）
- ④ 自治体が発行する法人市民税及び固定資産税の納税証明書（直近のもの）

### イ 企画提案書等

- (ア) 企画提案書【様式4】
- (イ) ウェブサイトのレイアウト等の企画提案（様式任意）
- (ウ) 契約締結から終了までのスケジュール【様式5】
- (エ) 過去5年間の同種類似事業の実績  
実績データ等

※ 同業務を実施するために要した費用や期間等についても記載すること

- (オ) 見積書及び経費内訳書

## (2) 提出形態・方法

上記の「ア 参加表明書等」及び「イ(オ) 見積書及び経費内訳」については1部（代表者印のあるもの）、「イ 企画提案書等」については8部、また、実績データ等については記録したDVD（1枚）等を持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）により提出してください。

## (3) 提出期限

参加表明書等：令和2年12月25日（金）午後5時必着

企画提案書等・見積書及び経費内訳書

：令和3年1月8日（金）午後5時必着

## (4) 提出場所

「11 問合せ先及び提出先」のとおり

## (5) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りません。

イ 失格となる参加表明書，企画提案書等

提出書類が，次の事項に該当するものは，失格となる場合があります。なお，失格となった場合は，別途通知します。

- (ア) 提出形態・方法，提出期限，提出先が適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は，全てを提案者の負担とします。
- (イ) 提出された書類は，事業者の選定以外には，提案者に無断で使用しません。
- (ウ) 提出された書類は，事業者の選定を行う作業に必要な範囲において，複製を作成することがあります。
- (エ) 提出された書類は，提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けません。
- (オ) 提出された書類は全て返却しません。

7 受託候補者の選定に関する審査基準

(1) 基本的な考え方

受託者の決定に当たっては，本市にとって最適な事業者を選定するため，本委託業務に関する企画提案書等の評価と見積価格の評価を総合的に判断する公募型プロポーザル方式を採用し，総合評価の最も高い提案者を受託者とします。

ただし，審査の結果，いずれの応募者も選定しないことがあります。

(2) 評価項目

ア 評価項目

別表「京都市里親ウェブサイト制作等業務委託提案に係る選定基準」参照

イ 評価方法

評価対象の各項目を以下5段階で評価します。

判定	評価
A	非常に優れている。
B	優れている。
C	普通。
D	記述に具体性があり本市の要求水準を満たすが，それ以上の評価要素はない。
E	記述がない，又は記述に具体性がない。

評価	評価の目安
非常に優れている	<p>ア 要求水準を超える、高い効果と認められる提案が具体的になされていること。</p> <p>イ 業務の実施方法等の記述が具体的で、説得力が極めて高いこと。</p> <p>ウ 本市が加点要素として想定している具体的な記述が際立って多くあること。</p>
優れている	<p>ア 要求水準を超える、一般的な効果と認められる提案が具体的になされていること。</p> <p>イ 業務の実施方法等の記述が具体的で説得力が高いこと。</p> <p>ウ 本市が加点要素と想定している具体的な記述が多数あること。</p>

※ 提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがあります。

## 8 受託者の決定

### (1) 受託候補者の決定

前記「7 受託候補者の選定に関する審査基準」に基づき、本市が設置する選考組織が、企画提案書等の内容について審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定します。

ただし、審査の結果、いずれの応募者も選定しないことがあります。

### (2) 審査結果の通知

ア 審査結果は、書面をもって通知します。（令和3年1月中旬に発送予定）

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、審査結果の通知日から3日以内に、書面で京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課まで提出してください。

### (3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結します。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行います。

## 9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とします。

### (1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定します。

### (2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書等の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定します。

ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなします。

### (3) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とします。

(4) 再委託の禁止

受託者は、本市の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならないこととします。

(5) 契約保証金

免除します。

(6) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、令和3年3月29日（月）までに成果物を本市に納入してください。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払います。

(7) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行います。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができることとします。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがあります。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとします。

(8) 瑕疵担保責任

ア 本市は、成果物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとします。

イ 本市は、本市の定めた履行期限までに、受託者による瑕疵の修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができることとします。

ウ ア及びイは、契約目的物の瑕疵が支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは適用しません。ただし、受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではありません。

エ ア、イ及びウによる瑕疵の修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日から2年以内に行うものとします。

(9) 選定後の準備

選定された受託候補者は、業務委託の開始時まで、委託業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了するものとします。

(10) 令和3年度のウェブサイト運用保守業務

選定された受託候補者は、業務委託の開始時まで、令和3年度のウェブサイト運用保守業務について、本市と協議を行うものとします。

## 10 スケジュール

日 時	内 容
令和2年12月17日(木)(午後5時まで)	質問受付締切(12月22日(火)までに回答)
令和2年12月25日(金)(午後5時まで)	参加表明書受付締切
令和3年 1月8日(金)(午後5時まで)	企画提案書受付締切
令和3年 1月中旬	受託者決定
令和3年 1月中旬	契約締結(業務委託開始)
令和3年 3月29日(月)	成果物納品
令和3年 3月31日(水)	契約終了(令和2年度)

※ スケジュールは大体のものであり、状況により前後する可能性があります。

## 11 問合せ先及び提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通り御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課 (担当: 奥村, 太田)

電 話 : 075-746-7625

F A X : 075-251-1133

メール : kodomokateisien002@city.kyoto.lg.jp